



島根県報

平成21年7月14日（火）

第2,102号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高齢者福祉課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害者福祉課）	2
保安林の指定（2件）	（森林整備課）	2
保安林の指定の解除	（　　　　　）	3
保安林予定森林（2件）	（　　　　　）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	5

【公 告】

社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表	（建築住宅課）	5
--------------------------	---------	---

【特定調達公告】

平成21年度雪寒機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道路維持課）	6
---------------------------	---------	---

【公安告示】

雑踏警備業務2級検定の実施	（警察本部）	8
---------------	--------	---

告 示

島根県告示第533号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
あんず薬局	雲南市三刀屋町三刀屋1212-59	平成21年 7月 1日

島根県告示第534号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成21年 7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
落合 康一	循環器科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成21年 6月30日
津村 卓哉	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成21年 6月30日
丸山 善弘	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成21年 6月30日
吉岡 丈	整形外科	松江生協病院	松江市西津田8-8-8	平成21年 6月30日
吉本 祐子	神経内科	松江生協病院	松江市西津田8-8-8	平成21年 6月30日
三原 幸子	眼科	島根県立中央病院	出雲市姫原町4-1-1	平成21年 6月30日
山本 徹	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年 6月30日
上田 修平	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年 6月30日
石根 昌幸	内科	やすぎクリニック	浜田市下府町69-1	平成21年 6月30日
大野 貴子	リハビリテーション科	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	平成21年 6月30日

島根県告示第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町加茂北522-1、523から526まで、527-1、527-3、529

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第536号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町長田口20内1、口20続1、口20続2、口239-1、口239内1、口239内8、口239-3から口239-5まで、口239-9、口239-10、口240-1から口240-3まで、口245内1、口245内4、口245-1、口245-9から口245-11まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第537号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1249-10

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第538号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町大馬木2820-5、2820続1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

奥出雲町大馬木2820-5（次の図に示す部分に限る。）、2820続1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第539号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川938、939

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第540号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成21年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 江津市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 西郷加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 3 知夫村加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成20年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成21年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	701
加入戸数	872,105戸
共済委託契約金額	7,767,837,463,000円
火災共済掛金	1,054,808,000円
被災戸数	510戸
火災共済給付金	405,361,000円
特定給付金	12,393,000円
復興建築助成戸数	295戸
復興建築助成金	91,919,000円
住宅災害見舞戸数	759戸
住宅災害見舞金	23,920,000円
住宅防火施設整備補助会員数	253
住宅防火施設整備補助金	120,423,000円

2 貸借対照表（平成21年3月31日現在）

I 資産の部

1 現金預金	86,626,000円
2 有価証券	547,731,000円
3 特定資産	
(1) 異常危険準備金資産	2,857,327,000円
(2) その他特定資産	1,543,339,000円
4 不動産及び動産	330,019,000円
5 その他資産	10,969,000円
資産合計	5,376,011,000円

II 負債の部

1 共済契約準備金	3,367,018,000円
2 その他負債	117,907,000円
3 退職給付引当金	121,351,000円
負債合計	3,606,276,000円

III 正味財産の部

正味財産合計	1,769,735,000円
負債及び正味財産合計	5,376,011,000円

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称、数量及び配車先

- ア スノーローダ8 t級（バケット1.5m³以上）、1台、出雲県土整備事務所
 - イ 除雪ドーザ（11 t級）、2台、県央県土整備事務所大田事業所及び雲南県土整備事務所
 - ウ 凍結防止剤散布車3 t級（2.5m³）、1台、松江県土整備事務所
 - エ 凍結防止剤散布車4 t級（4.0m³）、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
 - オ 車載式凍結防止剤散布機（1.5m³級）、2台、浜田県土整備事務所及び出雲県土整備事務所
- ア～オについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年12月22日（火）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長が指定する場所

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札する金額には、自動車賠償責任保険料、自動車重量税又は自動車リサイクル料金を含まないこと。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「4. 機械器具類」中分類「(4) 産業機器」又は大分類「5. 車両船舶類」中分類「(1) 車両類」）に登録されている者であること。

- (4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年 1 月 23 日付け会発第149号）に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書を提出した者であつて、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。
- 3 入札説明書の交付等について
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 電話 0852-22-6046
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
平成21年 7 月 14 日（火）から平成21年 8 月 18 日（火）までの間、次の方法により交付する。
ア (1)において交付する（交付時間は土日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。
イ 島根県ホームページ上において交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札書の受領期限
平成21年 8 月 24 日（月）午後 1 時 30 分
（郵便による入札にあつては、平成21年 8 月 24 日（月）正午までに県庁に必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
日時：平成21年 8 月 24 日（月）午後 1 時 30 分から
場所：島根県松江市殿町 8 番地 3 島根県市町村振興センター 6 階 中会議室
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、その者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類及び入札保証金の免除に関する書類については、平成21年 8 月 18 日（火）までにあらかじめ提出するものとする。
- (5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した物品調達を履行できると知事が判断した資料を添付して入札した者であつて、島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Tractor With Snow Bucket in the 8 ton class : 1
- b Tractor With Snow Plow in the 11ton class : 2
- c Chemical Spreading Vehicle in the 2.5^m class : 1
- d Chemical Spreading Vehicle in the 4.0^m class : 1
- e Chemical Spreading Machine in the 1.5^m class : 2

(2) Bid tendering date and time : 1:30p.m., August24, 2009

(3) Contact point for the notice: Road Maintenance Division,

8 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, 690-8501 JAPAN (Phone : 0852-22-6046)

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第71号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成21年7月14日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

雑踏警備業務2級

2 検定実施日時

(1) 学科試験

平成21年10月14日（水）午前9時から午前11時まで

(2) 実技試験

平成21年11月11日（水）午前9時から午後5時まで

3 検定実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成21年9月7日（月）から同月16日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の所在地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

- (7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内の営業所に属することを疎明する書面1通
- (5) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料の還付はしない。

8 その他

- (1) 受験票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- (2) 検定当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

9 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3491、3493）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。